

観光農園における感染拡大予防推奨ガイドライン

宜野座村イチゴ生産組合

予防ガイドラインの目的について

村内のイチゴ農園が感染源となってしまうことで発生する風評被害は、該当農園だけにとどまらず、地域、品種にとらわれず村内全体の観光農園や観光事業者 全域にわたって影響を及ぼすことが懸念される。このため、感染症を拡大させないための予防推奨ガイドラインを作成し、村内観光農園への感染症対策の徹底を図ることで従業員の感染やクラスター発生のリスクを減少させることを目的とする。

【3密の回避】

① 「密集」の回避

入園者の制限などにより受付とハウス内の混雑度を管理すること。
規制する際、順番待ちの列の間隔を1m以上設ける。また車内で待ってもらう等他人への接触をさけるよう対応すること。

② 「密接」の回避

最低1m（マスク着用のない場合は2m）の対人距離を確保すること。
受付（レジ等での支払い時等）は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。

③ 「密接」の回避

イチゴ狩りをする際、ハウス内では、最低でも1時間に1回、5分程度、2方向の窓を全開するなどの方法で換気を行うこと。

【その他の感染防止対策】

① マスク、ビニール手袋の着用

収穫・パック詰め作業時には、マスク、ビニール手袋の着用する。

② 手洗い・手指消毒

利用者は入場時に、手指消毒、手洗いを実施すること。
入口に消毒設備を設置し、利用者の手指消毒を促すこと。

③ 体調チェック

従業員に対して、業務開始前に検温・体調確認を行うこと。
発熱、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止すること。
入場者に対して、電話予約受付の際に当日発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば入場しないように呼びかけるとともに、原則として、受付で入園者への体調確認を行うこと。
感染経路を把握する為、名簿（名前、電話番号等）の記録簿を作成し、保存しておく事。

④ トイレの衛生管理

不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、定期的に清拭消毒を行うこと。

⑤ その他

コロナ陽性者が園で出た場合、速やかに会長（志良堂）に連絡する。
上記内容以外に各農園で感染症リスクを軽減する対応を十分検討し可能な限り実施すること。